

◆ 福島県下農業委員会大会並びに 県外視察研修報告

県内農業員会が一堂に会する

平成 30 年 11 月 13 日、福島市で平成 30 年度福島県下農業委員会大会が開催され、広野町農業委員会から農業委員 8 人、農地利用最適化推進委員 3 人が参加しました。

農業員会憲章斉唱、表彰式、来賓祝辞の後、福島大学行政政策学類教授 岩崎由美子 氏による「農業・農村の活性化に向けた農業委員会への期待」という演題で記念講演が行われました。

また、会津若松市農業委員会と湯川村農業委員会による事例発表や農業委員会決議など、県内の農業委員会との情報共有を図りました。

「新潟ふるさと村」を視察

翌日の 14 日は、新潟県菊花展覧会(新潟県弥彦村)を見学し、その後、新潟県を象徴する観光拠点施設「新潟ふるさと村」(新潟市)を視察しました。

本施設は、平成 6 年から「ふるさと新潟再発見」をテーマに「地域の魅力を生かした観光と物産の振興」・「ふるさとの魅力の再認識・発見と明日のふるさと創造による地域活性化」・「新潟の魅力に出会える場」の 3 つの機能を持ち、各施設それぞれが特徴を持った拠点として、相乗効果を発揮しながら事業展開しています。また、新潟県内 39 箇所の道の駅の中で、顧客満足度ランキング第 1 位を獲得しています。

担当者から事業の概要説明と各施設を案内していただき地域振興を実現するための「道の駅」の役割について学ぶことができ、有意義な研修となりました。

会長職務代理者 根本 安知(上浅見川)

農家のみなさん 今年もよろしくね!



広野町のイメージキャラクター「ひろぼー」です。

◆ 新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に参加して

平成 30 年 10 月 1 日、一般社団法人福島県農業会議主催による新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会がいわき市「スパリゾートハワイアンズ」で開催され、広野町から 3 人が参加しました。

農地法、農業経営基盤強化促進法、人・農地プランの推進、農地中間管理事業、遊休農地対策、農業者年金制度、農業委員会としての情報提供活動等について説明があり、農業委員会の業務内容や農業委員としての責務や役割について研修しました。

農業を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、農業委員としての役割、活動の重要性を改めて感じた研修でした。

初めて農業委員を務めることとなりましたが、委員としての責務を果たせるよう、各委員の皆様と協力し、地域農業発展のため、努力して参りたいと思います。

農業委員 猪狩 和也(折木)



食と農は命の源



子供の頃、飯粒を茶碗に残したまま「ごっつおさん」(ごちそうさま)と言うと、親に「残さねえで食わねえどだめだど」(残さないで食べないといけないよ)と叱られたものだ。

食に対する感謝の気持ちを表す言葉として、食事を始める時は「いただきます」、食事が終わった時は「ごちそうさま」と挨拶をする。飽食の時代であっても、米は日本人にとって人と自然、農家と家庭を結び、地域や家族の絆を強くするかけがえのない主食であり命の源である。

機械化が進み、米づくりにかかる労力は大幅に軽減されたが、妥協を許さず手間暇と愛情をかけて安心と美味しさを徹底追求しなければ良い米はできない。

今年も、美味しい米をつくるために美しく豊かな自然をみんなで守り、いにしえからの教えを守りながら米づくりに励んでいきたいものだ。(ペンネーム キヨシ 63 歳)

1. 農地の集積・集約化に向けて

農業者の減少や高齢化が進み、荒廃農地等が発生する中で、地域と農地の問題を解決していくため、これからの地域農業を担う経営体への集積・集約化を進めるため、農地利用最適化推進委員を各地区に配置しました。

県・町・JA及び農地中間管理機構等との連携や遊休農地解消の活動等を通じ、地権者の意向を的確に把握し、認定農業者などへのあつせんを行っていく予定ですので、農業委員会活動にご協力をお願いします。



2. 農地利用の将来のビジョンを描く指針

農業委員会法の規定に基づき平成30年11月「広野町農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定しました。

この指針では以下の項目について5年後における数値目標とその達成に向けた具体的な取り組み方法を定めています。

●指針の概要(目標指標)

指針項目	現状(平成30年3月)		目標(平成35年度)	
	遊休農地面積	遊休農地割合	遊休農地面積	遊休農地割合
遊休農地の発生防止・解消	6.5 ha	2.1 %	2.0 ha	0.7 %
担い手への農地利用の集積・集約化	集積面積	集積率	集積面積	集積率
	147.3 ha	47.7 %	240.0 ha	80.0 %
新規参入の促進	経営体		経営体	
	個人 0人 法人 0法人		個人 3人 法人 3法人	

※ 遊休農地割合・集積率については、町内農地面積を現状(309 ha)、目標年度(300 ha)を基準として算定しています。

※ 詳しくは、町ホームページをご覧ください。

<https://www.town.hirono.fukushima.jp>

3. 農地の適正管理について

農業委員会では、優良農地を守るために常時、農地パトロールを実施しています。

また、毎年、8月を農地パトロール強化月間として、農業委員、農地利用最適化推進委員と事務局で町内を巡回し、遊休農地や違反転用されている農地がないか利用状況調査(農地パトロール)を行っています。

農地に雑草が繁茂すると、火事や不法投棄の恐れ、病害虫の発生や鳥獣の住処になるなど、周辺の農地や近隣住民の方へ多大な迷惑がかかります。

農地の所有者の方は、草刈りをするなど農地の適正な管理をお願いします。

なお、すでに山林のような状態になっているなど再生が困難な農地については、所有者の方からの申請による「**非農地判断**」を行います。

該当する農地がある場合は、農業委員会事務局にご相談ください。

4. 農地を相続したら

農業委員会へ届け出が必要です

農地(田・畑)を相続(遺産相続・包括遺贈を含む)したときは、農業委員会への届け出が必要です。相続登記の関係書類と認印をもって、農業委員会事務局に届け出をお願いします。

5. 収入保険が平成31年から始まります

- 収入保険では米、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、農産物ならどんな品目でも対象になります。(経営安定特別対策事業等により補てんされる肉用牛・肉用子牛、肉豚及び鶏卵は対象外です)
- 自然災害だけでなく、価格低下やけが、病気などによる収入の減少も補償の対象となります。
- 収入保険に加入するために必要な青色申告は、簡易な方式でよく、1年以上の実績があれば加入可能です。
- 「掛捨て保険方式」と「掛捨てとまらない積立方式」の組み合わせで補填します。補償限度、積立方式の補償幅及び支払率は 農業者が自由にお選びいただけます。
- 保険料の掛金率は約1%程度、積立金は25%です。(別途事務費がかかります)

※ 加入条件や詳しいことは、お近くの農業共済組合にお問い合わせください 電話0240-22-4111

農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一、農業委員会は、

農業・農村の代表として、
食料・農業・農村基本計画の実現に努め、
国民の期待と信頼に応えます。

一、農業委員会は、

食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、
適正な農地行政に努め、
優良農地の確保と効率利用を進めます。

一、農業委員会は、

農地利用の最適化をめざし、
担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の
発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一、農業委員会は

認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の
育成・確保と経営支援を強化し、
農業・農村の持続的発展に努めます。

一、農業委員会は

暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、
活力ある農業と農村社会をめざします。

(平成 28 年 5 月 26 日 平成 28 年度全国農業委員会会長大会採決)

農地の売買や転用、そのほか農地に関することは、
お気軽にご相談ください。

広野町農業委員会事務局

(広野町役場産業振興課内)

電話 0240 (27) 4163

農業者年金で豊かな老後を

・**農業従事者なら誰でも加入できます。**

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事している方であれば誰でも加入できます。

・**積み立て方式で安定した財政運営**

年金は、自らが積み立てる方式なので長期に安定した制度です。

・**保険料の手厚い国庫助成**

認定農業者など要件を備えた担い手に対し、保険料の国庫助成があります。

・**保険料の額は自由選択**

月額2万円から6万7千円まで、千円単位で自由に設定でき、経営状況や老後設計に応じていつでも見直すことができます。

・**税制面でも大きな優遇措置**

保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

・**80歳までの保証がついた終身年金**

年金は終身受給できます。加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取ると仮定した金額を「死亡一時金」として遺族が受け取れます。

○ 問い合わせは、JAまたは農業委員会事務局へ



購読のご案内

全国農業新聞は、最新の農業情勢の提供と解説、先進農家の経営紹介、農業入門など読んで役立つ情報が満載です。

是非、ご購入ください。

- 毎週金曜日(月4回)発行
- B3版 10~14頁建
- 購読料 月700円(送料・税込み)
- お申し込みは農業委員会事務局へ

編集後記

農業委員会法の改正により農業委員会制度が変わり昨年七月から新体制による広野町農業委員会がスタートしました。

農業委員会活動に、もっと理解を深めてもらいたい思いから、この度「農業委員会通信」を発行することとなりました。
年二回程度の発行となりますが、農家の皆様により良い情報を発信し、少しでもお役に立てるような広報誌を目指して参りますので宜しくお願致します。

農業委員会事務局